

2023年6月24日(土)

EIPS 事務局

**【EIPS からの情報提供 Vol.64】**

**帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度**

輸出者または輸入者は、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿、書類及び電子データの保存が義務付けられています（税関に提出した書類は除く）。「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存 一問一答」を更新しました。

---

「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」

URL : [chobohozongaiyou.pdf \(customs.go.jp\)](https://www.customs.go.jp/chobohozongaiyou.pdf)